資料№.１－３
令和８年９月29日　議会運営委員会

令和８年飯田市議会第３回定例会
議員及び委員会提出議案一覧表

（９月29日上程）

発委第２号	飯田市水道条例の一部を改正する条例案に対する附帯決議について
発委第３号	水道事業の老朽化対策及び耐震化並びに経営基盤強化に向けた支援を求める意見書の提出について
発委第４号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

発委第２号

飯田市水道条例の一部を改正する条例案に対する附帯決議について

飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会規則第１号）第14条の規定により、別紙のとおり飯田市水道条例の一部を改正する条例案に対する附帯決議（案）を提出する。

令和８年９月29日提出

提出者　飯田市議会産業建設委員会
委員長　　小 林 真 一

発委第２号2

（別紙）

飯田市水道条例の一部を改正する条例案に対する附帯決議（案）

市は、その社会基盤の一つとして「安全でおいしい水道水を安定して供給する」ために飯田市水道事業を運営している。その経営状況等については市議会としても適切に監視し、及び評価することが、飯田市自治基本条例（平成18年飯田市条例第40号）第22条第２項に規定された市議会の責務である。

よって、下記事項について十分な配慮をされたい。

記

１　条例の施行に当たっては次の事項を検討されたい。

(1) 物価高騰などによる市民生活への影響に鑑み、政策として激変緩和策を検討されたい。

(2) 周知に当たっては、当市の水道事業について、これまでの取組にとどまらず新たな視点で取り組まれたい。

２　今後の水道事業経営については、持続可能な事業運営が求められることから、より省力化及び効率化に向け、広域連携の在り方などの研究を図られたい。

以上、議案第93号「飯田市水道条例の一部を改正する条例の制定について」を可決するに際し、附帯して決議する。

発委第３号

水道事業の老朽化対策及び耐震化並びに経営基盤強化に向けた支援を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、別紙のとおり水道事業の老朽化対策及び耐震化並びに経営基盤強化に向けた支援を求める意見書を国及び関係行政庁に提出したいので、議会の議決を求める。

令和８年９月29日提出

提出者　飯田市議会産業建設委員会
委員長　小 林 真 一

発委第３号2

（別紙）

水道事業の老朽化対策及び耐震化並びに経営基盤強化に向けた支援を求める意見書（案）

水道事業は、地域の生活と産業活動を支える重要なライフラインであり、安全かつ安定的なサービス提供を将来にわたり確保していくことが求められている。

しかし、人口減少に伴う料金収入の減少、物価高騰、エネルギー価格の上昇及び人件費の増加により、経営環境は一層厳しさを増している。

本市においても経営の効率化や経費削減に取り組んでいるが、本市の地形的特徴から山間部に小規模な施設が点在し、事業の効率化が図りにくく、自治体の経営改善のみでは対応に限界がある。

老朽施設及び老朽管の更新及び耐震化には多額の事業費を要し、必要な財源の確保が大きな課題となる一方で、国の補助金の配分が不十分であり、要望する事業が実施できず、計画的な老朽化対策の推進が困難となっている。

さらに、専門的業務を担う技術職員が今後不足することを懸念しており、更新事業や耐震化の推進に支障を来す可能性がある。

加えて、ベテラン職員の退職に伴う技術やノウハウの喪失が懸念される中、技術継承の仕組みの構築が求められている。

また、将来にわたり持続可能な経営基盤を構築するためには、広域連携の推進が有効な手段であるが、市町村間の調整や方向性の整理には多くの課題があり、容易ではない。

このため、広域連携の取組を円滑に推進するためには、各自治体の実情に応じた柔軟かつ実効的な支援が必要である。

よって、本議会は、国会及び関係行政庁において、水道施設の老朽化対策及び耐震化を着実に推進し、住民の安全・安心な暮らしを実現するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

１　水道施設の老朽化対策及び耐震化に対する予算の必要額の確保
２　専門的業務を担う技術職員の確保及び技術継承と人材育成への支援
３　広域連携に向けた取組への支援の充実と補助対象の拡充

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月29日

長野県飯田市議会議長　竹 村 圭 史

提出先　衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

発委第４号

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、別紙のとおり地方財政の充実・強化を求める意見書を国及び関係行政庁に提出したいので、議会の議決を求める。

令和８年９月29日提出

提出者　飯田市議会総務委員会
委員長　福 澤 克 憲

発委第４号2

（別紙）

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方公共団体は、子育て支援・医療・介護等の社会保障の充実、人口減少対策及び防災・減災事業の実施に加え、ＤＸの推進、脱炭素化の実現等においても、担うべき役割が増大しており、これに必要な財政措置及び人材確保が課題となっている。

これらの多様なニーズに対応し、行政サービスの質を確保するためには、国が地方公共団体の行政需要を的確に把握し、これに見合う地方交付税等の一般財源総額を確保することが不可欠である。

このような中、今年度の一般財源総額は前年度を上回る額が確保されたものの、地方公共団体は、長期化する物価高騰への対応を引き続き迫られるとともに、食料品に対する消費税の減税が実施された場合に懸念される、社会保障財源の減少を踏まえた財政運営が求められている。

よって、本議会は、国会及び関係行政庁において、地方公共団体がその担うべき役割を確実に果たすため、地方財政全体の安定確保に向けて、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

記

１　一般財源総額の確保に当たっては、社会保障、人口減少対策、防災・減災、ＤＸ推進等の地方公共団体の行政需要を的確に把握し、反映させるとともに、人材の育成・確保に向けて、人件費の充実を図ること。

２　地方交付税による財源保障機能及び財源調整機能の強化を図るとともに、地域間の税源偏在性を是正するための抜本的な解決策を協議すること。

３　地方財政計画における地方創生推進費については、持続可能な地域社会の維持・発展のために継続・拡充すること。

４　地方医療を安定的に確保するため、公立病院に対し、物価や人件費の上昇などに対応した十分な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月29日

長野県飯田市議会議長　竹 村 圭 史

提出先　衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣